

# 豊中市既存民間建築物耐震診断補助制度のご案内

豊中市では、災害に強いまちづくりを目指す施策の一環として、『新耐震基準』以前の耐震基準で設計された建築物の『耐震診断』を積極的に進めていただくために、耐震診断費用の一部を補助する制度を設けていますのでご案内申し上げます。

## ▼ 補助対象建築物

豊中市内の民間建築物のうち、原則として昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築されたもので、次のいずれかに該当するもの

- (ア) (イ)・(ウ)以外の住宅（一戸建て住宅、店舗等併用住宅(延べ面積の2分の1以上が住宅)、長屋住宅、共同住宅を含み、現に居住しているものに限り。ただし、木造住宅にあってはこれから居住するものを含みます。）
- (イ) 耐震改修促進法（平成7年法律第123号。平成25年改正法律第20号）第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物で現に使用しているもの
- (ウ) 豊中市住宅・建築物耐震改修促進計画（平成29年3月改定）に定められた緊急交通路の沿道建築物のうち耐震改修促進法施行令（平成7年政令第429号）第4条に規定する建築物

## ▼ 補助対象者

建築物の所有者（区分所有の場合は管理組合）

## ▼ 補助内容

補助額は次のとおりです。（ただし、診断費用には補修の見積もり、補修費、修繕費、補強計画作成費等は含まれません。）

## ▼ その他

建築物の所有者と占有者(居住者等)が異なる場合、共同住宅・長屋等所有者が複数いる場合は全員の耐震診断を実施してよい旨の同意書が必要です。

補助対象建築物	補助額
(1) 上記(イ)(ウ)に掲げる建築物	100万円を限度額として、耐震診断及び予備診断に要した費用の2分の1。ただし、耐震診断及び予備診断に要した費用は次に掲げる額を限度とします。 ア 延べ面積1,000㎡以内の部分は、1㎡当たり3,600円として計算した額。 イ 延べ面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は、1㎡当たり1,540円として計算した額。 ウ 延べ面積2,000㎡を超える部分は、1㎡当たり1,030円として計算した額。
(2) 上記(ア)に掲げる住宅	1戸あたり25,000円として計算した金額と(1)の規定により算出した額のいずれか低い方の額とします。
(3) 木造住宅	耐震診断に要した費用の10分の9。ただし、1戸当たり45,000円として計算した額と床面積1㎡当たり1,000円として計算した額のいずれか低い方の額を限度とします。

※上記により算出した補助額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。

※耐震診断をご希望の方は、まず窓口にて事前相談をして下さい。

## ▼ 問合せ先

詳細については、都市計画推進部建築審査課  
TEL 06-6858-2417 にお問合せ下さい。

更新日：平成30年4月1日